

長岡市告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市中之島野球場の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市野球場条例（昭和63年長岡市条例第8号）第11条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田達伸

- 1 供用期間
4月1日から11月20日まで
- 2 開場時間
午前5時から午後10時まで
- 3 供用期間及び開場時間を定める期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで